

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和4年3月24日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前11時16分 開会)

○坂倉広子委員長 本会議に引き続きまして、大変お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、協議事項1、政務活動費の手引きについてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 お疲れさまです。貴重な時間をありがとうございます。

議員の皆さんのお手元には、グーグルドライブのほうに「政務活動費の手引き（案）令和4年4月1日改定」というものを送付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

議会改革のほうを議員の皆さんが議論していただいている中で、政務活動費の手引きについても、もう少し使い勝手のいいように様式等をそろえていただきたいというお話がございましたので、少し改正させていただいて、様式等をそろえさせていただきました。

今回、事前に議員さんのもとへ配付させていただいておりますので、今日のご質問等にはなるとは思いますけれども、ざっとだけ改正させていただきたいところをご説明させていただきます。

改正するところは、太字と下線部を引きましたので、主にその点についてお話をさせていただきたいと思っております。

おめくりください。1ページ目です。

(1) 政務活動費の概要ということで、(1)の制度目的のところの下の方に2行、令和3年度の議会改革推進特別委員会において備品等の購入及び交通費に関する検討がなされ、様式等を追加規定し、令和4年度から、この手引にのっとり運用していくこととなったと記入させていただいたところです。

続きまして、2ページをご覧ください。

下から7行目となります。按分の考え方ということで、備品等事務機器及び端末用のソフトウェアの購入ということで、2分の1以内という形で按分比率のところを追加させていただきました。

続きまして、3ページ目です。

実はこういうような政務活動の按分について、裁判事例、判例が出ておりますので、この表の中の下のほうにインターネットの利用とか備品購入、リース代については個人利用と政務活動の比率が大変難しいものがありますので、こういう判例を基に、うちのほうでも、先ほど2ページで説明させていただきましたが、按分でさせていただいているところでもありますので、これが載っていると、ああこういう例があったんやなということで分かりやすいかと思っております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

(4) 共通事項というところの(オ)交通費というところです。ちょっとこの辺が複雑になりますので、ガソリン代については、年間を通じて1、2、いずれかの選択をすることとさせていただきたいと提案させてい

たきます。これまで政務活動費について、ガソリン等については4分の1という項目はありましたが、なかなかちょっと使い勝手が悪いという形がありましたので、今回、1番、領収書のある場合、2番、領収書のない場合という形で、交通費について仕分けをさせていただきました。

①の領収書のある場合、ガソリン、軽油等、領収書の額掛ける按分率4分の1、レンタカーの使用時は除くと、様式2-1に、領収書と様式2の2というのを新たに作成させていただきました。また後ほど説明させていただきます。

次に、領収書のない場合、定期船、鉄道、バス等は実費、ガソリン代等ということで、自宅から現場までの往復掛ける25円。この25円というのは、今、議員さんが委員会等に來るときの費用弁償の1キロ当たりの単価を使わせていただきました。様式に様式2の2及び様式4を追加させていただきたい。今まで、どちらかという領収書のない場合に何をしていたかというのがちょっと難しかったものですから、領収書のない場合は、もう一つ様式4をつけていただいたらどうかという形で提案させていただきました。

次に、イ、備品購入費につきまして、事務機器等の備品については、原則としてリース対応とするが、議長が特に必要と認める場合は、支出できるものとする。例えばタブレットとか印刷機等とさせていただきます。備品の定義につきましては、鳥羽市物品管理規則第3条第1項に準ずるとしております。

なお、上記の備品を購入した場合は、様式1、様式5を作成し、10年間保存することと、新たに様式5を付け加えさせていただきました。様式については、また後ほど説明させていただきます。

項目については、ほぼ変わっておりません。

すみません、10ページをご覧ください。

10ページの上段、7番、資料作成費というところがあります。ここの下線部です。支出できるもの、資料作成に伴う作成委託料というものを加えさせていただきました。

下のほうです。パソコンの次に、タブレットというふうに分かりやすいように入れました。また、タブレット等の端末用のソフトウェアで議長が必要と認めるものを追加させていただいています。

その後ろ、必要経費等のところに様式1、様式5を作成という形を追加させてもらっています。

次に、8番、資料購入費ということで、内容の後ろのほうです。有料データベースの利用料等という形を追加させていただいております。

あと13ページをお願いいたします。

13ページの一番下段です。ここは、領収書等の証拠書類の添付のことが書かれたページになっています。(12)番です。領収書がない交通費については、様式2の2及び様式4を作成することと追加させていただきました。

それでは、様式のほうをご説明させていただきたいと思いますので、様式2の2をご覧ください。

今までこの様式2の2というのがついておりませんでした。様式1に記入していただくという形でしたが、様式2の2に記入例を書かせてもらっています。すみません、ここ交通費というのが抜けていますが、大きく交通費と上に書かせていただきます。

整理番号の横に、1番、領収書のある場合と、2番、領収書のない場合という形で、両パターンでどちらかを使う場合に丸をしていただきたい。使途項目として、①調査研究費から6番まで会議費等という形で、それ

ぞれの項目の番号を左枠に記入していただきたいという形で書かせていただきました。使途項目の①の左横に4番と書いてありますが、4番、広聴費として、これは使いますよという形です。この交通費を①ガソリン等領収書のある場合、②定期船代、ガソリン等、領収書がない場合という形で振り分けさせて作っていただきたいなと思います。

1番のガソリン等領収書のある場合は、この例では5月1日から6月10日、どれだけかの間に市内で自家用車、ガソリン、ここは領収書がありますよという形で、ここに、目的として住民相談ほかという形で書かせてもらっています。あと金額は、この領収書の金額を書いていただいて、6月10日前後に入れたら、今度領収書が発行される、ガソリン入れた6月10日から7月15日という形で、目的、意見の聴取のほかという形で、これだけ使ったという形で記入していただければなという形で分けさせていただきました。

次に、2番の定期船代、ガソリン等、領収書のない場合という形で、同じように目的、使途項目の日付ごとに記載していただいて、目的、金額を書いていただいた後、様式4、これまで様式4というのはありましたので、それを活用させていただいて、月日ごと、一番下に書かせていただきましたが、②領収書が添付できない場合は、年月日ごとに様式4、実施報告書を作成という形で、領収書のない場合は、すみませんが、様式4を別添つけていただいて、領収書がない場合でも、目的、使途が分かるような形で説明できたらどうかという形で付け加えさせていただいているところです。

すみません、様式4、二つあとをご覧ください。

実施報告書というのがあります。これまでも実施報告書というのありましたので、ここに日付、場所、目的等を、項目は多いんですが、そんなに多く書く必要はなくて、分かる範囲内で、できたら全て公表されますので個人名等は抜いて、市民の相談というふうな形で書いていただければと思います。この平成とか印鑑については、なしという形で省かせていただくために横線を引いております。

最後の様式5をご覧ください。

新しく備品についても、これまで政務活動は買えるという話になっていましたが、他市の政務活動の状況を見させていただいて、こういうのを作ってはどうかという形で提案させていただきます。これで例が書いてあるんですが、品目、型番、タブレットを購入した、どういう形で、用途については情報収集とか政務活動費の作成のため、どこで、いつ、金額を買いましたという形です。管理者、保管場所というのを記載していただいて、10年間保管していただきたい。

一番ちょっとネックになったのが、一番下です。鳥羽市物品管理規則というものがございます。鳥羽市の場合、備品は1万円以上、その性質、形状が変えることなく、比較的長期にわたって使用に耐えるものという形で、1万円以上という形で備品を管理しておりますので、これがほかの他市町、県とかにいくと5万円以上とかになったりしますので、本当は5万円以上にはしたかったんですが、鳥羽市の備品については1万円以上となっておりますので、揃わせていただくために、こういう形でさせていただきたいと思います。

主にタブレット及び印刷機についての管理をこういう形でさせていただいたら、議員さんとして少しでも使い勝手がいいようになるかなという形で提案させていただきます。

以上となります。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

それでは、まず、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

河村副議長、どうぞ。

○河村 孝委員 その備品購入の考え方についてなんですけれども、任期途中で、やむを得ず議員を辞職するなりという案件が起きましたと。当然その後の政務活動費は払われないわけなんですけれども、その精算のときに、年度ごとの精算なので、その辺の考え方等々をもう少し詳しく説明していただきたいんですが。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 この備品については、政務活動で買えるという形にはなっていました。他市町は備品も買えるようになっていきますし、特にタブレットの話は、議員さんになられたときに、鳥羽市の場合は10年前から、そのときにはついてたという話があるんですが、最近では、どの議会も市からの貸与という流れになっております。ただ鳥羽市とすると、貸与というのはちょっとまだ難しいかなという形で、今回の政務活動費で購入ができるような形にさせていただいてはどうかという形で、つくらせていただいたところです。

ほかの市町さんの先ほどの備品の管理について、河村副議長のほうからお話がありましたように、ほかの市町、今から三重県の議会の政務活動費の備品台帳を配付させていただきます。中央あたりに、その購入した採用年数及び購入した日付の日からさかのぼった任期までの購入時の残、議員任期というものがあります。そういうようなものを按分して、政務活動費を管理してはどうかという県とか市町もございます。

そこで、これをすると議員の任期が終わったときに、残った場合は返還しなければならないという形になりますので、今回、鳥羽市の備品台帳を作るに当たっても、この辺は少し悩みました。どちらのほうを使い勝手がいいのかという形で、私的には、議長が認める場合には、こういう備品については購入ができるという形にさせていただいて、任期の始まったときに、タブレットは絶対今必要なものになると思いますので購入していただいて、今現在も使われていますので、それを買い替えるというのも別にありかなとは思いますが、ただ、これを任期の最終4年目に購入したらどうなるのかという話があるんですが、先ほど、初めに申したように貸与している市町が多いという話があります。ただ、貸与すると按分比率を一番初めにつけさせていただきましたが、個人使用と政務活動の使用が難しいところがあります。ただ按分比率は、もう判例事例が出ていますので、それを活用して、1年目で買ったとしても4年目で買ったとしても、同じ按分比率を掛けたらいいのではないかとという形で、今回の提案はそれで作成させていただいたところです。

今回、この説明で、やはり三重県でやっておるようにこの残任期間とか貸与年数にしたほうがいいのかという話になりましたら、こちらのほうに変えさせていただいたらどうかという形で、今回少しご説明させていただきたいと思いましたが、よろしくをお願いします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

いかがでしょうか。

浜口一利委員、どうぞ。

○浜口一利委員 この政務活動費、政活費ということで、これまで使いづらかった定期船代ということについても、このようにきっちりと様式にのっとり、こんなふうな形であれば使うことができるということを明確にしてもらったということでありがたいんですけれども、そのあたりが、今回ちょっとこのようにはっきりさせ

ていただいておりますという感想なんですけれども、なかなかこのあたりというのは政務活動費15万6,000円、普通であれば、ほかの視察とかそんなんでも、ちゃんと足りないぐらいなんですけれども、この2年間というのは、こんな形でいろいろ使えることができたかなという部分があったもので、こんな形にしてもらってありがたいということと、それと住民相談についても、このような形で明確にもらったということで、よかったですと思います。私と正久委員だけかな。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

山本副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 事務局、ありがとうございます。

私の考えなんですけれども、先ほどから取り上げていただいているところ、この按分の計算に、言ったら任期の分を入れるかどうかということだと思うんですけども、僕は、任期は入れて按分したほうがいいんじゃないかなと思っていますので、今、事務局案に入っていないんですけども、市民に対して説明がしっかりできるようにするには、入れたほうがいいんじゃないかなというところなんです。

万が一、任期最終年の最終議会、3月の議会前にタブレットが壊れましたとかということが起こったとして、タブレットをどうしても買わなければあかん、たまたま政務活動費が余っていますということで、2分の1フルで充て込むことができるわけなんですよ。そういうふうになると、残り1か月の使用に当たって何万円もの按分分をできるということになってくると、ちょっと説明がいかないんじゃないかなとか、それやったら終わってから、機械そのものを返してもらったりとかというようなところ、余計ややこしくなるのかなと思うので、その時点で残任期間分の按分が掛けてあれば、スムーズに割り当てられる金額がその1か月分になりますので、充てられる金額も妥当な金額になるんじゃないかなというふうにも思いますので、そういった使い方をしていただくといいんですけども、悪く考えると、ちょっと余っているから、その金額に見合ったものを、例えば高価なパソコンであったりとか、丸ごと30万円のパソコンを使えば15万円分の按分でいけるわけですから、それを4年目の11か月たってから買うことも可能になっちゃうというところは、議長の許可が要りますけれども、口を上手に議長をあれして、どうしても一般質問の原稿を書かなあかんのやとかというので、そういうハイスペックなパソコンを購入することも可能になっちゃうというところを考えると、この任期期間の按分というのは、備品においては入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 副委員長のほうからご意見をいただきました。

○山本哲也委員 それとすみません、事務局長、説明いただいて、この鳥羽市の備品のやつやと1万円以上のものをというところをそのまま採用して、1万円以上のものとするのかどうかというところも話してもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています、例えば5万円、そういうのは議会としてここは5万円にしましょうとかというのもありなんじゃないかな。

○坂倉広子委員長 局長。

○岩井事務局長 よろしいかと思います。

○山本哲也委員 であるのであれば、僕ここは1万円以上のものという、現実問題考えると、うーんというところかなと思いますので、この金額もちょっと皆さんで考えてもらったほうがいいかなというふうに思います。

ね。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

副委員長のほうから、按分を入れてはどうかということと、ここの備品の1万円以上のところをもう少しご意見いただければということではありますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山本哲也委員 それともう一つ、すみません、今度は按分と違って、この交通費の領収書のない場合の取扱いについてなんですけれども、様式2の2のところで、定期船代、ガソリン等領収書のない場合というところで記載事例を書いていたいただいています。例によりますと、年月日があつて経路があつて交通機関、積算根拠が書いてあつて、目的が書いてありますよね。それで金額と。この実施報告書を見ると、ほぼほぼ内容は一緒なんです。改めて実施報告書で書く必要があるかなというところで、ある程度ここにもう書いてしまえるんじゃないかなというところ、これ以上のことを実施報告書で求めるのであればもう少し具体的に、簡潔でいいよという話だったと思うんですけれども、求めるのであれば、ある程度もうちょっと書ける内容は精査していかないかなかなとは思っていますけれども、もうほぼほぼこの2の2の様式で、目的地も経路のところで書けるんですよ。目的、内容も書く欄がありまして、市民相談とか、相談、意見の聴取以上のことがそんなに多分個人名とか具体的な内容を記せへんのであれば、もうここでこれはよくて、ある場合、ない場合にかかわらず、2の2の様式だけでいけるのではないかなというところも思いますので、その辺も皆さん、ちょっとご意見いただいて、この実施報告書が必要かどうかというところも、これ結構書く欄が増えてくると、実施報告書の枚数もめちゃくちゃ増えてきますので、その辺の取扱いを皆さんでも意見をいただきながらしていけば、より使いやすいんじゃないかなというふうに思いますんですけれども、いかかでございますでしょうか。

○坂倉広子委員長 河村副議長、どうぞ。

○河村 孝委員 事務局に確認です。これ皆さんに今日ある程度の意見出しをしてもらって、工程表としては、この年度中に皆さんの合意が得られれば、4月1日からの採用というところの工程でよろしいか、その辺をもう少し詳しく。

○坂倉広子委員長 岩井事務局長。

○岩井事務局長 今日、議論をいただいて、この後委員長に確認等を取っていただいた後、3月31日にもう一回本会議がありますので、その後、議会改革推進特別委員会をもう一回開いて、来年4月1日から、こうさせていただきますという最終の確認を取っていただいて、ゴーという形にしたいという形をとりたいと思っていますので、今日はあくまで意見出しと、こうしていこうやという話をまとめていただければと思っています。

私の思いで、これ様式4を加えさせていただいた理由だけ述べさせていただきます。

私の思いとすると、領収書がない場合、同じ2の2だけでしてしまうと、それなら全て領収書なしでいいやんという話になってくるかなと思いましたので、鳥羽市の場合、1円からの領収書添付で政務活動費を使えるという形を取っていますので、ほかの市町に行くとか5万円とか、こういう明細をつけずに政務活動費を使っているという判例事例があつて、そこでは住民監査請求とかいろいろ起こって、この按分比率もそうですけれども、できるだけ簡素な方法で、議員の皆さんに今どういうもので使ったというものを提示する義務が、議員さんのほうに生じるという形がありましたので、領収書のある場合とない場合を、すみませんが仕分けさせてい

ただきたいということもありましたので、様式4は前からある話ですので、つけさせていただいたというのが事務局の提案になります。

以上です。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。ありがとうございます。

ということですが……

(「1点ちょっと確認」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい、どうぞ、戸上委員。

○戸上 健委員 事務局で整理をお願いしたいと思うんですけども、先ほどの備品購入で、原則としてリース対応とするということでした。備品購入1万円ということになると、現物の取得金額が1万円以上という理解でよろしいの。

なぜかといいますと、僕は印刷機を自分で使用しているわけですね。あれはリースやもんで、年間3万6,000円リース代を払うんですね。今のところ折り返み料等で僕の年間15万6,000円というのは全部それに使っているもんで、この印刷機のリース料というのは今入れていないんですけども、そのあたりを整理しておいてもらえればありがたいというふうに思います。リースであれば、仮に先ほど出ておったように、備品の価格が5万円ということであっても、リースであれば、それを下回ってもオーケーということなのかというあたりを整理しておいてほしいというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。そのことについて説明いただけますでしょうか。

事務局長。

○岩井事務局長 整理はさせていただきますが、オーケーやと思いますので、以上となります。

今回、サブスクリプションという定額の使用料とか利用料でデータベースを見れるとか、タブレットも一括で購入するんじゃなくて、毎月幾らずつ払うという場合もあるかと思いますが、備品で購入する場合は按分2分の1という形でかかっていますけれども、リースについては前々から政務活動費にはありませんので、そのまま使えるかと思います。

以上です。

(「分かりました、了解です」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ここで確認しておきたいことがありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

○戸上 健委員 先ほど山本委員が提案された、この議員の任期の件、もう1か月しか残が残っておらんのに、そんな10万円をするものを買って、それでそれを半額、政務調査費で支出すると。そんな不心得者はおらんけれども、仮におった場合にどうするかということは、きちんとしとかないかんというふうに僕も思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

皆さんが、ここは聞きたい、確認したいということがあれば、どうぞ。

よろしいですか、順番に確認させていただくという事です。

それでは、順番に提案いただいたことを確認させていただきたいと思います。

まず初めに、2ページ、下から7行目の備品等事務機器及び端末用ソフトウェア購入の按分2分の1以内につきましては、いかがでしょうか。

(「はい、オーケーです」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 先ほどありましたけれども、その条件はつけないんでしょうかね。任期の条件というのは。

○坂倉広子委員長 任期の条件をつけるということに異議がないというふうに理解したと思うんですけども、どうでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 何となくソフトウェアとかサブスクというところで、みんなイメージが湧きにくいとは思いますが、主にはiPadでやるならば、当然ワードとエクセルは皆さん有料のものを使われているのかな、無料版もありますけれどもフォントが少ないので有料版を使っている。それでそのアプリが、年間契約している人もいれば、毎月の引き落としというところもあると思うんですけども、それはケース・バイ・ケースやと思うんです。ただ、その考え方としては、副委員長がおっしゃっていたように自分の任期期間がどれだけなんやというところをちゃんと基本的には勘案して、全てにそれが適用されるというのが、僕は当たり前だとは思いません。

ただ、結局残り任期といっても備品購入とは違って、こういうソフトウェアの購入については、月のところが多いのではないのかなと思うので、結局その2分の1というのが正解な話になってくるのかなというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 河村副議長のほうからご意見をいただきました。皆さんには、ここでちょっと理解をさせていただくということになりますので……

山本副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 今、委員長が聞いてもらっておる備品事務機器及び端末ソフトウェアの購入2分の1以内というのは、まず私が提案させてもらったところを外していただいて、この機器等を購入するに当たって2分の1の按分をまず設けるというところについて、皆さんご納得いただけますかというところです。

その根拠として、次のページに事務局が書いてもらったように、高裁の判決事例とかというのがその根拠になっていますので、まず、ここにこういうふうに改めて記載させていただくということにご意見何かありますかというところですね。

まず、ここは2分の1でいいかどうかというところをご理解くださいというところですので、それについての意見がありましたら、まずお願いいたしますというところでございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

いいですか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それではそのように、ご意見もないようですので、このように取り扱いたいと思います。

次に4ページ、(4) 共通事項(オ) 交通費につきまして、①領収書のある場合、②領収書のない場合の仕分けの仕方、様式2の2の作成について、いかがでしょうか。ご意見いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

河村副議長、どうぞ。

○河村 孝委員 この備品購入のところについては、事務局提案としては物品管理規則……

(「今ガソリンの話です」の声あり)

○坂倉広子委員長 すみません、4ページのガソリン代。

(「異議なしです」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

山本副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 これ領収書がある場合は、逆にその様式4をつけなくてもいいというふうなところになってくると思うんですけども、領収書がないほうも何とか、つけるんやったら両方つけられへんのかなという、何かざっくり感がすごすぎませんかというところなんですよね。下のほうがまだ具体的で、領収書がないとはいえ具体的に説明ができておるんですけども、上の領収書があるからといって、4分の1按分かかっていますけれども、ざっくりすぎるころはあるのかな。②でつけるんやったら、1でもつけれる話なんかなどは思うんですけども、何かその辺があれかなというところがありますけれどもね。その辺どう捉えたらいいんやろうというところ。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 事務局の案です。ガソリン代は、今までも払ったらいけないという形ではなかったんです。別に様式1、2、領収書を添付して4分の1ともう決まっていたので、別にこの様式2の2がなかったとしても使えたんです。ただ皆さん、ちょっと使いにくいのかなというのがありました。今回どちらかという、領収書のない場合をどう対処したらいいかなという考えにいったときに、同じ交通費でありながら、ここに載っていないとちょっと仕分けというか、あれがしにくくなるかなという形で、それならもう一緒にの形で様式2の2を領収書があろうがなかろうが、書いていただいたほうがいいかなという形で作成しにいきましたので、領収書があるもんでというのを狙い撃ちしにいったわけではなくて、反対で領収書のない場合をどう書いていただいたほうがいいかなという形でつくりに行ったのが、今回の様式の改正と思っております。

以上です。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 副委員長の疑問も分かると思います。前にも言わせてもらいましたが、裁判所の判例の事例の解説を見ると、その議員の活動の範囲というのは多岐にわたっているというところで、当然その中に政務活動があつて、さらに政党活動があつたり後援会活動があつたり選挙活動があつたりというところで、じゃ有権者と話をするとき、どっちがどうやって分けられるかといったら、それはもう難しいので、それは裁判所としては、おおよそ4分の1ほど政務活動をこなしているというところは推認できるというのが裁判所の見解での4分の1になっているわけなんです、この高裁の判例も。なので、そこはもう4分の1のガソリン代は

堂々と皆さんに使ってもらえればいいと思うし、じゃそれを細かく皆さんが書いて提出して、万が一その方の個人情報に関わるようなこと、例えば介護の相談であったり生活保護の相談であったりというところ、それでその人が特定されてしまうようなことが起こってはならないというところで、事務局としては、領収書がある場合は、ざっくりとお願いしますという案になっているんだと私は解釈しています。逆に領収書がない分は、実施報告書で個人情報に触れない部分で2枚提出してもらおうという形は、私としては、その形がいいのかなというふうに思うので、私としては事務局案に異議はないです。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

今までの事例、政務活動費のほうではそのように使えるけれども使っていただけなかったという事例がありますので、そここのところはこのようにという提案をいただいたわけですがけれども、このことについて、いやいやもっとこうですよというのがありましたら、どうぞおっしゃってください。

(「いいんじゃないですか」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにしたいと思います。

次に、イ、備品購入費につきましての記載内容及び様式5、備品台帳についてご意見はございませんか。

河村副議長。

○河村 孝委員 事務局に提案していただきました鳥羽市備品管理規則の考え方をそのままというところで、ただ10年を保存するというところがどうなのかなという思いもあります。本当は政務活動費の備品台帳も要らないぐらいかなとは思いますが、私個人的には、ただ、こういう按分計算率を書いて、分かりやすく市民に示すという意味では、ありなのかなと思うので、備品台帳をつくることには賛成なんですけど、10年間保存というところが、どうなのかなというのは私は思っています。その辺、また皆さんで協議いただければなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ちょっと12時になってまいりましたので、やりますか。それとも。

(「やりましょう」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか、続けさせていただくということで。

(「何でこの10年の考え方になっておるのか、備品は」の声あり)

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 他市の事例が10年だったもんで10年にさせていただいたんですが、三重県さんのこの備品を見ていただくと5年というのがあったりしますので、5年だけでは足らんかなと思いましたが、これが7年でも8年でもいいかなとは思ったところなんです、実際のことを言うと。これも決まっておられません。ただ、保管はしておいていただきたいなというのと、下に保管場所とか処分とかというのがありますので、倍ぐらい置いといていただいたらどうかなという形で、10年にさせていただいたところです。

(「事務局で管理するということ」の声あり)

○岩井事務局長 各議員さんらで、この台帳については保管していただきたいという形です。

○坂倉広子委員長 瀬崎委員、どうぞ。

○瀬崎伸一委員 要は貸与年数と、県の資料でいただいたのにあるじゃないですか。パソコン買っても4年なんやなというのがちょっと驚きなんですけれども、これ4年たったと。ちょうど任期中にたつてしまうた。それで、もう壊れてしまったので廃棄しますとこの台帳に書いておけば、廃棄って何なんとは思いますが、何か電源入れんと横に置いといても廃棄なんですかね。それともちゃんと処分までしていかな廃棄じゃない。要はそういうちょっと、勝手に管理させるとグレーというか、台帳だけ残っていて、ああこれはもう処分したからと言われてしまって、どこ行ったんやろうということに、そこはもめへんのかな。何となく、先ほど河村委員が言われたことは、もう一理あるなと思って、事務局管理にして、ちゃんと処分する場合はもう事務局で、要はもう議員でなかったとしても、最後のところはそうしなくちゃいけないとかというようなほうが、まだしっかりしていないのかなとも思うし、もしするならね。なくてもええんかとも思うし、10年長いなとも思います。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 備品台帳は別に事務局でも構いませんし、その辺は。ただ4分の1、個人使用ができていくという話が出てきますので、あくまで政務活動の2分の1と4分の1という話があるものですから、こういうのをちゃんと管理していますよというのがないと。あったほうがいいかなという形で作成させていただいたところです。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

河村副議長。

○河村 孝委員 私は、事務局が一括で管理していただくのがいいのかなと思います。それが廃棄になった場合は事務局に報告をして廃棄。当然、その後の購入費の請求はできなくなるわけで、事務局一括で管理していただく。そうすると10年間も紙ベースで、しかももう辞められた議員等々が見える中で、10年間も置いとくことがいいのかどうかということなんで、ある程度の年数をもう少し検討したほうがいいのかなというふうに思います。

例えば5年にするのか、改選が行われてからどうか、何年とか決めるのか、そういう形のほうがよろしいかなと思いますけれども。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 分かりました。これについては、その形で検討していきたいと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

次に、10ページの7の資料作成費につきまして、記載内容等につきましてご意見をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なしということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

ご協議いただく案件は以上でございます。

本日、協議、決定させていただきました内容につきましては、修正等を行った後、議員定数に関する件について本委員会で協議を行いたいことから、3月31日の本会議終了後に議会改革推進特別委員会を開催したいと考えておりますので、その折に再度、提示をさせていただきます。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終わります。

ありがとうございました。

(午後 0時07分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年3月24日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子